

(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業  
要求水準書 付属資料20

利用料金の考え方

1 利用料金の設定方法について

本施設における利用料金は、本施設の設置条例等により上限を定めるものとする。事業者は本施設の設置条例等に定める額の範囲内で提案し、県の承認を得て決定するものとする。

事業者が利用料金を徴収できる範囲は講堂、研修室とし、以下に示す利用料金の額を上限として各室の利用料金を提案すること。

室名	平日午前		平日午後		全日	
	時間	料金	時間	料金	時間	料金
講堂	9:30-12:30	13,500円	13:00-17:00	18,000円	9:30-17:00	31,500円
研修室	9:30-12:30	6,800円	13:00-17:00	9,000円	9:30-17:00	15,800円

※県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

※講堂または研修室の利用者がその使用に際し、入場料またはこれに類する金銭を徴収する場合は、この表に定める額の5割に相当する額(入場料またはこれに類する金銭が1,000円以下の場合にあつては、3割に相当する額)を加算した額とする。

※使用時間が表に定める使用時間を超える場合(この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。)は、午前9時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までおよび午後5時以降の場合は午後とし、その区分に従いそれぞれの額を時間割計算によって算出した額を加算した額(100円未満の端数が生じたときは、これを100円とする。)とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

2 付帯設備の料金設定について

- ・講堂等に設置する付帯設備のうち、「付属資料13 什器・備品リスト」に示す設備および備品については、上記の利用料金に含まれることを原則とする。
- ・その他、事業者の提案により設置する付帯設備については、提案により使用料金の徴収を妨げるものではない。詳細は県と協議の上、決定すること。

3 減免について

講堂等における利用料金は、以下の基準により免除するものとする。

- ・研修室の2分の1を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- ・県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として使用する場合は、表に定める額の5割に相当する額とする。

- ・「参考資料3 現施設における利用実績等」に示す県の利用予定（年間：講堂30日、研修室60日）についての利用料金は免除すること。ただし、県の利用に係る電気料金、水道料金は県が負担する。

なお、詳細は事業者決定後に業務実施計画に定めると共に、毎年見直しを行う。

- ・上記のほか、事業者は本施設の有効利用、利用促進、利便性向上等を考慮し、県の承認を受けた上で割引料金を設定することができる。
- ・ただし、利用者を特定化する会員制を導入して、入会金を徴収することは認めない。